

平成 25 年度大磯町一般会計補正予算（第 6 号）

平成 25 年度大磯町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 10,007 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,377,357 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 26 年 2 月 18 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
9	地方特例交付金	31,000	△6,803	24,197
	1 地方特例交付金	31,000	△6,803	24,197
14	国庫支出金	851,241	△676	850,565
	1 国庫負担金	582,382	5,819	588,201
	2 国庫補助金	262,225	△6,495	255,730
15	県支出金	671,921	3,083	675,004
	1 県負担金	285,635	5,794	291,429
	2 県補助金	272,063	△2,711	269,352
17	寄附金	39,668	1,000	40,668
	1 寄附金	39,668	1,000	40,668
18	繰入金	339,758	7,466	347,224
	2 基金繰入金	106,152	7,466	113,618
20	諸収入	165,284	△3,777	161,507
	5 雑入	119,631	△3,777	115,854
21	町債	758,900	△10,300	748,600
	1 町債	758,900	△10,300	748,600
	歳 入 合 計	9,387,364	△10,007	9,377,357

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	1,669,747	22,912	1,692,659
	1 総務管理費	1,036,292	18,772	1,055,064
	3 戸籍住民基本台帳費	78,510	3,818	82,328
	7 地域協働費	346,510	322	346,832
3	民生費	3,119,823	12,344	3,132,167
	1 社会福祉費	1,991,020	39,265	2,030,285
	2 児童福祉費	1,128,703	△26,921	1,101,782
4	衛生費	1,206,940	△21,661	1,185,279
	1 保健衛生費	256,049	△7,300	248,749
	2 清掃費	950,891	△14,361	936,530
8	土木費	1,052,478	△7,222	1,045,256
	2 道路橋りょう費	220,303	1,698	222,001
	3 河川費	11,196	1,738	12,934
	4 都市計画費	657,824	△10,658	647,166
9	消防費	425,957	△1,238	424,719
	1 消防費	425,957	△1,238	424,719
10	教育費	746,157	△3,965	742,192
	1 教育総務費	180,816	400	181,216
	2 小学校費	157,612	857	158,469
	3 中学校費	43,746	3,170	46,916
	5 社会教育費	190,181	△8,392	181,789
12	公債費	754,662	△11,177	743,485
	1 公債費	754,662	△11,177	743,485
	歳 出 合 計	9,387,364	△10,007	9,377,357

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	7 地域協働費	自転車駐車場維持管理事業	2,597
2 総務費	7 地域協働費	自転車駐車場整備事業	11,000

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事項	期間	限度額
コンピュータ教育推進事業【小学校費】 (電子計算機借上料)	平成25年度から平成31年度まで	29,346
コンピュータ教育推進事業【中学校費】 (電子計算機借上料)	平成25年度から平成31年度まで	32,936
平成26年4月1日から契約の履行を必要とする業務	平成26年度	平成26年4月1日から契約業務を必要とする業務にかかる金額

(変更)

事項	区分	限度額
自転車駐車場借上事業	補正後	866,541
	補正前	866,462
消防救急通信指令装置借上事業	補正後	38,805
	補正前	38,676
消防救急無線整備費負担金事業	補正後	44,152
	補正前	74,170
図書館電子計算機借上事業	補正後	19,421
	補正前	19,320

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国府支所耐震事業	補正後	20,100	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
	補正前	23,500	同上	同上	同上
本庁舎非常用発電設備改修事業	補正後	900	同上	同上	同上
	補正前	3,600	同上	同上	同上
橋りょう耐震化事業	補正後	1,698	同上	同上	同上
	補正前	2,200	同上	同上	同上
生涯学習館整備事業	補正後	1,400	同上	同上	同上
	補正前	3,500	同上	同上	同上
消防庁舎非常用発電設備改修事業	補正後	502	同上	同上	同上
	補正前	2,100	同上	同上	同上
計	補正後	748,600			
	補正前	758,900			